

2025年12月26日

「上野ガスでんき」をご利用のお客様へ

上野ガス株式会社
上野都市ガス株式会社

「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に伴う電気料金の値引きについて

本事業は、2025年11月に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策」に盛り込まれた物価高騰対策です。毎月の電気料金に直接反映する形で値引きを行い、ご家庭や企業の負担を直接的に軽減します。※1

当社上野ガスでんきは、東邦ガス株式会社を小売電気事業者とする取次業者として、経済産業省資源エネルギー庁が「電気・ガス料金負担軽減支援事業」（以下、「本事業」）に参画します。電気料金の値引きについては、東邦ガス株式会社と同様に以下の通り適用されます。また、各月の値引き単価は、検針票等に記載します。

※1 本事業については、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト
(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>) をご覧ください。

(注) お客さまの手続きは不要です。対象期間中は、自動的に料金を値引きいたします。

(1) 電気料金の支援内容

支援対象	「電気需給約款(低圧)」を適用するお客さま
支援単価(税込)	2026年2月～3月分(2026年1月～2月使用分) : 4.5円/kWh 2026年4月分(2026年3月使用分) : 1.5円/kWh

(注) 本事業の実施に伴い、電気需給約款の一部を変更しております。

(2) 支援期間中の電気料金の計算方法

当社のガス料金は、毎月、都市ガスの原料となる液化天然ガス(LNG)等の価格変動を反映させる原料費調整制度にもとづき、従量料金単価を加減算しております。

支援期間中は、通常算定される燃料費調整単価から、支援単価を控除したものを燃料費調整単価とし、当該燃料費調整単価を用いて電気料金を算定します。

実際に適用される各月の燃料費調整単価は、当社ホームページよりリンクしている 東邦ガスホームページにてご確認ください。

<お問合せ先> 上野ガス株式会社・上野都市ガス株式会社 電力事業部

電話：0595-21-3611(代表) 受付時間：平日9:00～17:00